

— VI —

都市づくりの実現に向けて



Fukushima City

1. まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

(1) 本計画に基づくまちづくり推進の基本的な考え方

本都市マスタープランは、将来のまちづくりのための基本的な指針です。

今後、本計画に基づき、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施など、都市計画関連施策の推進を図るとともに、本市の効率的な行財政の運営や関連計画との整合を踏まえ、ハード・ソフト両面にわたる総合的なまちづくり施策の推進を図っていきます。

まちづくりの推進に向けては、都市計画制度等の各種のまちづくり制度・手法の適切な運用と活用促進を図ります。

また、まちやまちづくりに関係する市民・事業者と行政が、協働により良いまちづくりを推進していきます。

【行政】

市関連部局間との調整や横断的な取り組みによる連携・協力を図り、総合的な施策を展開します。また、国・県との役割分担を踏まえ展開される事業の推進に協力するとともに、隣接市町及び関係機関との広域的な連携を図ります。

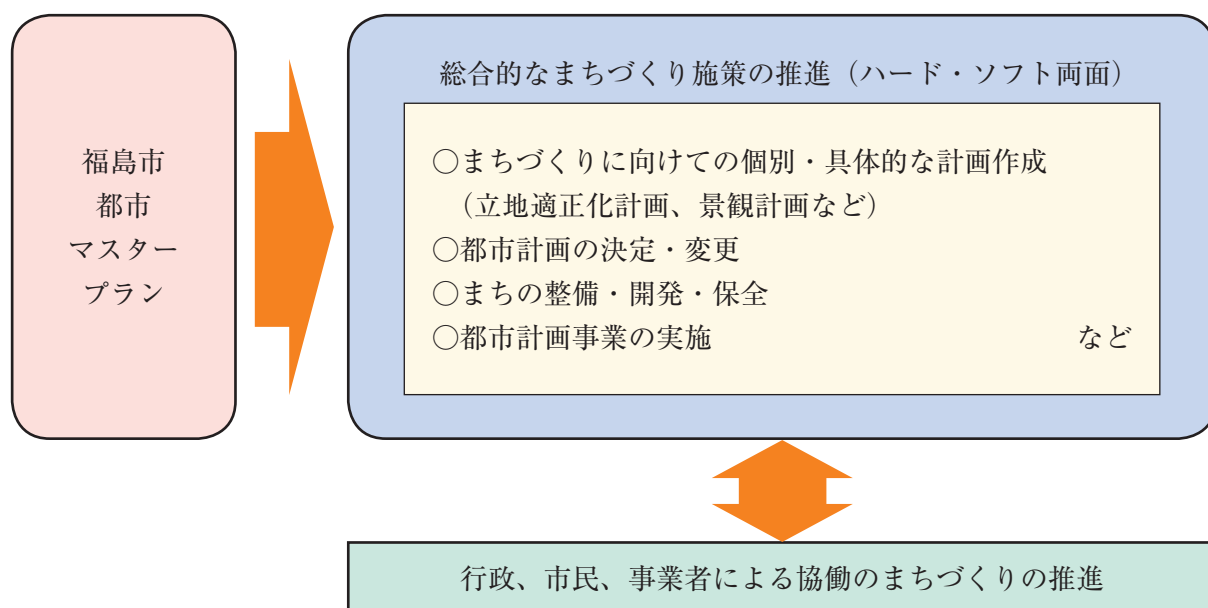
【市民（市民活動）】

市民（市民・地域の団体・NPO等）との連携・協力を図りつつ、市民と行政の協働のもと、市民の熱意や創意工夫を活かした市民満足度の高いまちづくりを推進していきます。

また、まちの活性化を有効に進めていくためにも、多様な主体の参加が想定される観光・産業面等において、まちづくり団体や学生・市外のボランティア等との連携・参画のもと、まちのフィールドを最大限に活かした都市活動の活発化を進めていきます。

【事業者（事業者活動）】

公共施設や商業・住宅等の整備・運営等に関して、民間企業のノウハウや資本を活用するなど、積極的な民間活力の導入により、効率的・効果的なまちづくりを一層推進していきます。



(2) 都市マスタープランの進行管理

本都市マスタープランに基づき、PDCA サイクル（計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Act）の繰り返しによるプロセス改善の仕組み）による、適切な施策・事業の実施と、必要に応じた計画の見直しを進めていきます。

① 都市マスタープランの策定（計画）

市民・行政が協働し、都市づくりの将来像や都市づくりの方針などを策定します。

② 庁内推進体制の充実及び効果的なまちづくりの推進（実行）

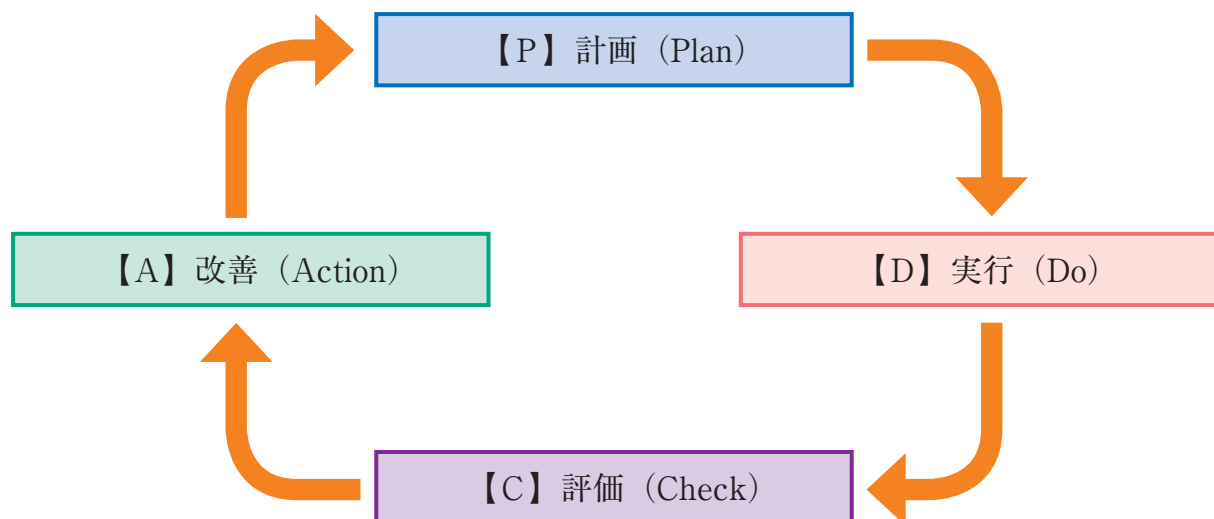
本都市マスタープランの進行管理に関する横断的な庁内調整を継続的に実施するとともに、市民意向や市民・事業者等が主体的に実施する協働の取組みの熟度を踏まえつつ、効果の高い施策、必要性の高い事業について、重点的かつ効果的に推進していきます。

③ 都市マスタープランの成果や進捗状況の把握（評価）

総合計画・実施計画などと連携し、都市計画関連事業の成果や進捗状況を把握し評価します。

④ 都市マスタープランの見直し（改善）

都市マスタープランは、概ね10年毎に見直しを図ることを基本としますが、社会・経済情勢等が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



2. 協働によるまちづくりの基本的な考え方

(1) 協働によるまちづくりの基本的な考え方

協働のまちづくりに向けては、市民と行政がまちづくりの情報を共有するとともに、まちづくりの各段階で「ともに考え・ともに選択し」、それぞれの役割と責任を担いながら「ともに行動し」、対等な関係で互いに協力してまちづくりを進めます。

まちづくりへ、より多くの市民が参加しやすい形態を考慮しながら、協働を支えるしくみや市民との情報共有、協働の担い手となる人材の発掘・育成を一層推進します。

① 行政の役割

多様化する価値観に対応し市民の満足度を高めるには、まちづくりに関する様々な情報の公開・発信と市民ニーズの把握を行い、行政が取り組むべき基盤整備や仕組みづくり等の施策を推進していくとともに、市民が自主的・主体的に行う公共的なまちづくり事業について、必要に応じて支援を行います。

② 市民（市民・事業者）の役割

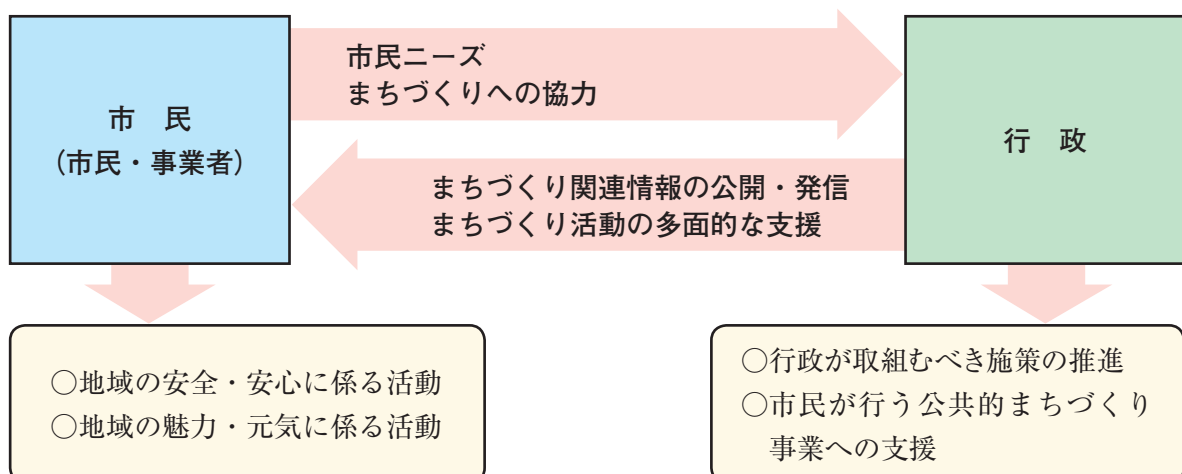
地域住民間で連携・協力しあいながら、地域の各種団体等が開催する身近なイベント、ボランティア活動など様々なまちづくり活動への参画の輪を広げていくことが重要です。

また、町内会や自治振興協議会等の各種団体などで、住民によるまちづくりの提案や行政では対応しにくいニーズに応える活動を展開するなど、まちづくりに主体的に関わることで、より良い地域のまちづくりや、まちづくりの新しい担い手の育成につなげていくことが期待されます。

○地域の安全・安心に係る活動分野；防災対策、防犯・交通安全等対策、土地・建物利用等制限のルールづくり、など

○地域の魅力・元気に係る活動分野；環境保全、景観美化、交流イベント活性化、地域が一体となったまちづくり事業、など

事業者（企業等）は、地域環境との良好な共生・調和に留意した企業活動を行うとともに、保有する専門的な知識や技術を活用しながら、地域の活性化への様々な社会貢献を果たしていくことが期待されます。



(2) 協働によるまちづくり推進の支援

協働のまちづくりの推進に向けては、市民ニーズ等を踏まえつつ、適切かつ必要な支援を進めていきます。

① まちづくりに関する広報活動の推進

まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるよう、市の広報紙やホームページをはじめ、SNSなどの市の各種媒体を活用し、各種計画の情報やまちづくり支援制度等の周知、優良なまちづくり活動の事例紹介など、積極的な情報発信に努めます。

② まちづくりに関する広聴活動の推進

有効な協働まちづくりの推進につなげるため、アンケート調査や地域住民等との懇談会、パブリックコメント等を通じて、住民ニーズの把握と反映に努めるとともに、市民等の主体的なまちづくり活動に際して、必要かつ有効な情報提供を行うなど、相談窓口機能の充実を図ります。

③ まちづくりの多様な学習機会の拡充

専門家等による講演・講習会の開催やまちづくり事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き・まち探検、ウォーキングラリー等の地域を知る交流イベントなど、多様な学習機会の拡充に努め、住民の主体的なまちづくり活動や人材育成を支援していきます。

④ まちづくり活動に対する支援の充実

住民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、及び具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、NPOや町内会・住民団体等への支援、都市計画制度等の各種支援制度の紹介と活用促進を図るなど、住民主体の具体的なまちづくり活動を支援するとともに、住民団体等が自主・自発的に提案・実施する公益的な提案事業等に対する支援の充実を検討していきます。

また、まちづくり活動の主体となる住民団体や、町内会等の組織の強化を支援していきます。

⑤ 公共施設の維持や利活用の促進

公園・道路・河川・公共施設等について、適切な維持管理、良好な景観形成、住民に利用され親しまれる公共施設の環境づくりをめざし、公共施設の維持（清掃等）や利活用の促進（景観形成等への自主的な取組み、利活用イベント等に関する企画運営等）を図ります。